

# 自転車~~を~~安全で適正に 利用するために

福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例施行(令和4年7月1日)

改正道路交通法施行(令和5年4月1日)

## ☑ 自転車保険等の加入義務

自転車利用者は、利用に係る個人賠償責任保険等に加入する必要があります

☑ 道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課されることとなります。(令和5年4月1日施行)

## ☑ ヘルメットの着用

自転車利用者は、利用時にヘルメットを着用しましょう

## ☑ 自転車の定期的な点検整備

ブレーキ、タイヤ、ライト等の点検整備をしましょう

## ☑ 交通ルールとマナーの遵守

並進やスマホ使用・傘さし等のながら運転はやめましょう

### 自転車事故の高額賠償事例

(平成25年7月4日神戸地裁)

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故

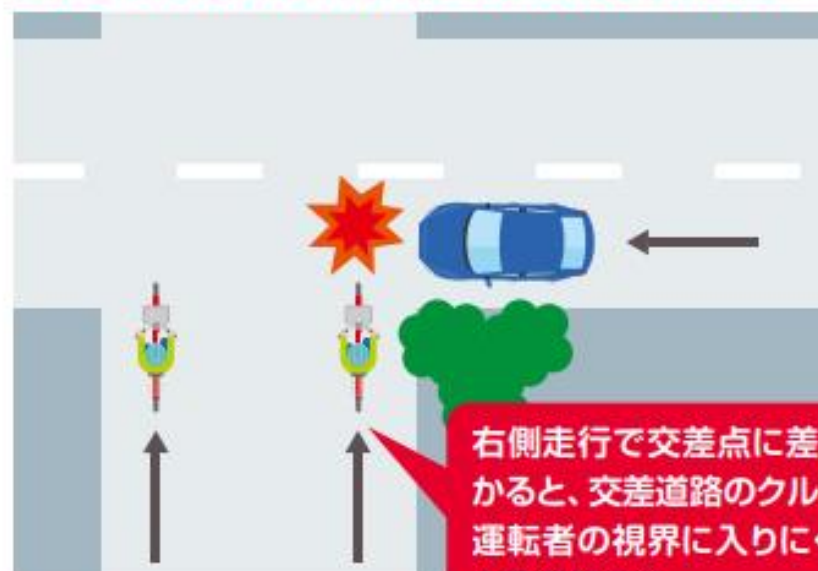
**9,521万円**

## 自転車はクルマのなかまです

### ① 自転車は車両です。車道では左側通行がルールです。



クルマの運転者は、「自転車は左側を走るもの」と思っています。右側を走ると思わぬ事故に！



### ② 自転車は原則、車道通行です。歩道を通行できるとは限りません。

- ☑ 歩道は歩行者優先ですが、歩道に「通行可」の標識等があるときや、車道を走行できないときなどは、自転車も歩道を通行できます。
- ☑ 歩道では歩行者に注意して車道寄りを徐行し、歩行者の邪魔になるときは必ず一時停止しなければなりません。

### ③ 交差点の横断や通行方法にもルールがあります。

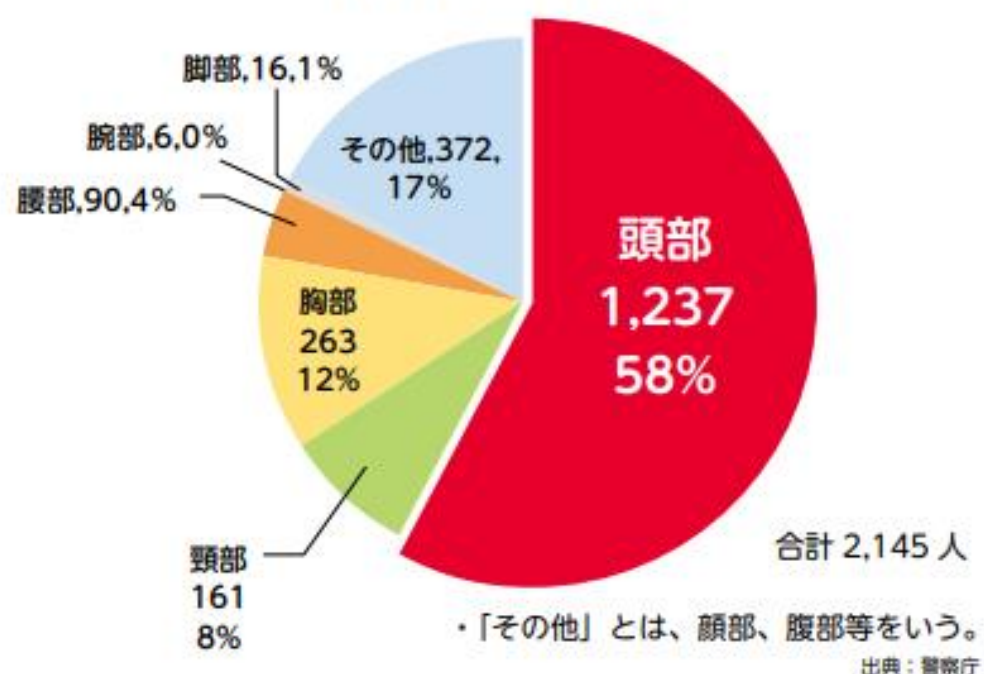
- ☑ 交差点やその近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。
- ☑ 横断歩道は、歩行者の横断のための場所です。横断中の歩行者がいない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはなりません。
- ☑ 横断歩道に歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を進むことができます。
- ☑ 一時停止の標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければなりません。



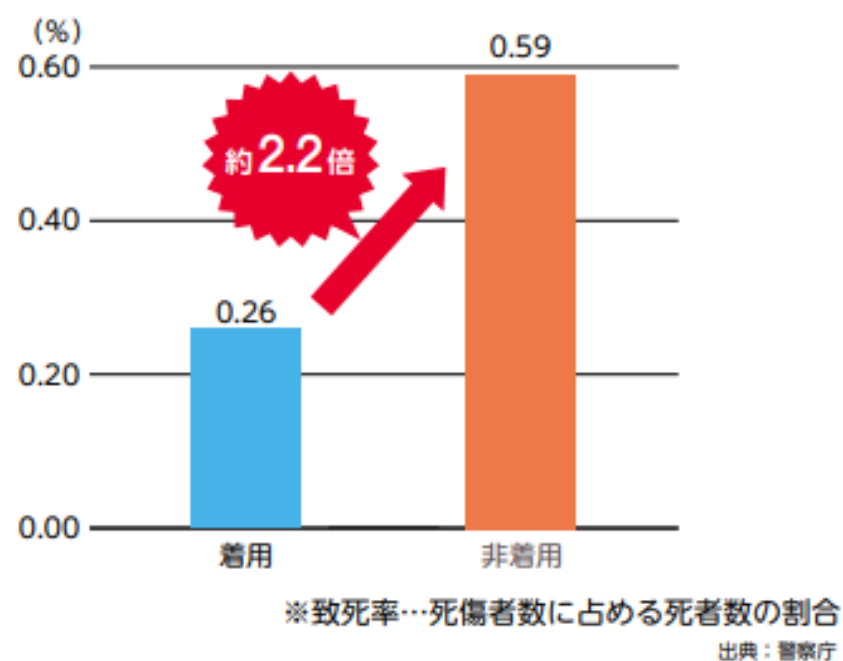
# 命を守るヘルメットを着用しましょう！



自転車乗車中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）  
（平成 29 年～令和 3 年合計）



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率※  
（平成 29 年～令和 3 年合計）



## 県立高校における自転車安全利用に係る取組の紹介 ～自転車教室の実施～

- スクエアードストレイト（もしくは、交通安全教室）
- 安全用品の説明（テールランプ等）
- 自転車賠償責任保険の説明



## ～自転車用ヘルメットの販売～

令和3年度より、合格者登校日における自転車用ヘルメットの販売を実施。令和3年度は、県内2校で実施しました。令和4年度は、県内7つの高校※に拡大して実施します。購入は、任意となりますが、中学校で被っていたヘルメットではなく、高校生が被りたいと思うような軽くてスタイリッシュなヘルメットを低価格で提供できるよう企業と連携して販売を行います。

この機会に、購入をご検討ください！！

※鯖江高校、武生高校、福井農林高校、科学技術高校、武生商工高校、北陸高校、福井高校

# 危険な運転はやめましょう！

傘さし運転



スマホや携帯電話



大音量のイヤホン



ながら運転は、注意が散漫になったり、安定を失うおそれがあるなど大変危険です。絶対にやめましょう。

罰則

違反した場合、  
5万円以下の罰金

状態別学齢別通学中死傷者数の推移

平成27年～令和2年の合計

別添

